

# 重要事項説明書

## (個人ローン編)

 中京銀行

【ローンの種類毎に交付する重要事項説明書】

	無担保		有担保	
	当座貸越	証書貸付	当座貸越	証書貸付
申込受付時	期限の利益の喪失	●	●	●
	反社会的勢力の排除	●	●	●
	保証会社の保証	●	●	● (保証付●)
	個人信用情報機関	●	●	●
	返済方法	●	●	●
	融資実行後のお取引	●	●	●
	指定紛争解決機関	●	●	●
	担保・連帯保証人	—	●	●
	火災保険	—	— (火保加入時●)	— (火保加入時●)
	団体信用生命保険	—	— (団信加入時●)	— (団信加入時●)
	金利方式と見直しルール	— (変動金利●)	▲	— ●

【ご契約時に別途説明させていただき、署名・捺印が必要となる重要事項説明書】

	無担保		有担保	
	当座貸越	証書貸付	当座貸越	証書貸付
契約時	不動産担保提供者様用	—	—	● ●
	連帯保証契約者様用	—	▲ (保証人有●)	● (保証人有●)

この重要事項説明書は、契約書の写しと一緒に保管されることをお勧めします。

ご不明の点がございましたら、お取引店、もしくはお客様相談室（Tel：052-262-6111（代表））にお尋ねください。

## 重要事項説明書

### （期限の利益の喪失）

項目	説明内容
期限の利益	あらかじめ定められた期限に従い契約上の義務を果たすことになっている場合には、その期限が到来するまでは義務を果たすことを請求されることはできません。このことを「期限の利益」といいます。当行との契約では、毎月の返済日に一定の返済をすることが定められていますので、理由なく返済日以前に請求されることはなく、その金額以上に返済を請求されることもありません。 しかし、お客様が当行との契約に違反した場合には、この期限の利益を失い、残債務の全部について直ちに当行へ支払っていただくことがあります。
期限の利益の喪失	お客様が次の状態となった場合、期限の利益を失う（「期限の利益の喪失」といいます）こととなり、直ちにご融資額全額をご返済いただくこととなります。 1. 当行からの通知がなくとも、期限の利益を喪失する場合（当然喪失）。 (1) 破産（*）・民事再生手続（*）開始の申立てがあったとき。 (2) 手形交換所の取引停止処分（*）を受けたとき。 (3) お客様が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。 (4) お客様または保証人の方の当行預金や当行に対する債権に仮差押・保全差押・差押（*）の命令・通知の発送があったとき。 2. 当行からの通知によって、期限の利益を喪失する場合（請求喪失）。 (1) 債務の一部または全部の返済が遅れたとき。 (2) 担保の目的物について差押（*）・または競売手続の開始（*）があったとき。 (3) お客様が当行との取引約定に違反し、それが当行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき。 (4) 保証人の方が期限の利益喪失となる事由に該当したとき。 (5) 上記のほか当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

### （反社会的勢力の排除）

項目	説明内容
反社会的勢力の排除	当行の反社会的勢力に対する基本方針は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫きます。」としており、反社会的勢力との取引を排除していくこととしています。 つきましては、金融業界全体の取組として反社会的勢力の排除に関する項目を追加いたしました。 反社会的勢力の定義、反社会的な行為の定義を明確にし、当行とのお取引の期間中、反社会的勢力に該当する、あるいは反社会的な行為があったときは、約定で定めた最終返済期限によらず、当行からの請求があり次第、債務の全額を直ちにお支払いいただくこととなります。

<用語の解説> (上記\*の解説)

破産	金銭などの借主が返済不能な状態になったときに、本人または債権者の申立てに基づき、裁判所の宣告により、その人の全財産を破産管財人（弁護士）の管理のもとにおくことをいいます。
民事再生手続	経済的に苦境にある債務者の経済的な再生を図るために「民事再生法」に定める手続のことと、債務者本人またはその債権者が裁判所に対して当該手続の申立てを行います。 お客様またはお客様の債権者が再生手続開始の申立てを行った場合には、当行がお客様に対してご融資金の残額を一括して返済するよう請求することがあります。
取引停止処分	同じ手形交換所で6ヶ月間に2回不渡りを出し、その交換所に参加している金融機関との当座勘定取引及び貸出取引が2年間停止されることをいいます。
差押	裁判所の命令などにより、債務者の財産の処分（売却など）を禁止することをいいます。ご融資住宅またはその敷地について差押がなされた場合は、当行が、お客様に対してご融資金の残額を一括して返済するよう請求することがあります。
競売手続の開始	抵当権者などの申し出により裁判所が競売の手続を開始することをいい、競売手続が開始されると競売の対象物を裁判所より差し押さえられます。

# 重要事項説明書

(個人信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター))

## 重要事項説明書 (保証会社の保証)

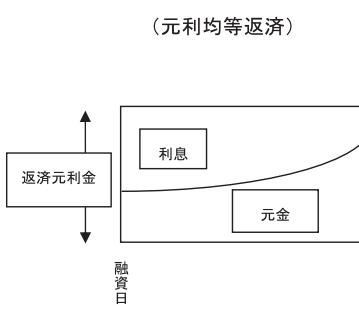
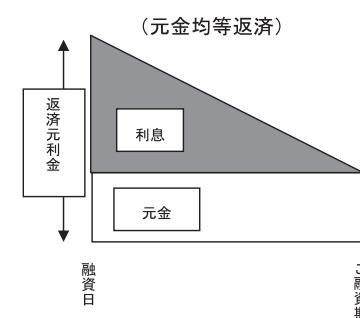
項目	説明内容
保証会社の保証とは	ローンの商品ごとに、あらかじめ、当行と保証会社が包括的な保証契約を結んでおき、お客様が利用されるローンについて、この保証契約に基づいて、保証会社が連帯保証人としての役割をはたす制度のことをいいます。
保証委託契約	保証会社の保証付きローンについては、別途、お客様と保証会社の間で「保証依頼書兼保証委託契約書」により、保証委託契約を締結していただくことが必要となります。
保証料	お客様が保証会社の保証を受けるにあたっては、保証会社に保証料をお支払いいただきます。保証料の支払方法は、ご融資実行時に一括してお支払いいただく方法（住宅ローンなど）と、毎月のお利息に含めてお支払いいただく方法（カードローンなど）があります。
代位弁済	当行がお客様からご返済を受けることができなくなったときに、保証会社は、お客様に代わってご融資残金および利息、遅延損害金を当行に一括で返済します。これを「代位弁済」といいます。 その後、お客様は、保証会社が代りに支払った額および損害金を保証会社に返済していただくことになります。保証会社が当行に返済したとしても、お客様の返済義務は免除されません。住宅ローン等では、保証会社に対しても返済されないときは、お客様の所有する住宅を競売にかけてご融資金の回収があります。
求償債務	保証会社が、代位弁済によりローンの残高、利息、損害金を当行に返済したとき、お客様は代わりに支払った保証会社に対し、以下の金額を返済していただくこととなります。（お客様のこの債務を「求償債務」といいます。） (1)保証会社が当行に代位弁済した金額 (2)保証会社が代位弁済のために要した費用 (3)代位弁済日の翌日から、完済となった日までの遅延損害金 (4)その他保証会社が前記(1)～(3)の金額を請求するために要した費用の総額

項目	説明内容
個人信用情報センターとは	全国銀行個人信用情報センターは、消費者金融の円滑化を図るため、全国銀行協会が設置・運営している個人信用情報機関で、ローンやクレジットのお取引内容に応じた個人信用情報を収集し、加盟会員における与信判断および契約後のお取引の管理のために参考資料としてこれを提供しています。
加盟会員個人信用情報の利用	金融機関、クレジットカード会社、消費者金融専業者、保証会社、保証協会等当行は、申込の審査をさせていただくにあたって、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センターおよびこれと提携する個人信用情報機関）に登録されているお客様の個人情報を照会させていただきます。照会した記録は全国銀行個人信用情報センターに3ヶ月間登録され、他の金融機関がこれを利用する場合があります。
個人信用情報の登録	ご融資契約時に、お客様との契約の内容が全国銀行個人信用情報センターに登録されます。延滞したとき、代位弁済を受けたときなど、その情報が5年間登録されます。
登録されている情報の内容	ご本人に関する登録事項…氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先名等 ローンに関する情報…借入日、借入（極度）額、資金用途、担保の有無、借入残高最終返済日、毎月の返済の有無などローン契約後に次の事由などが生じた場合、その生じた内容 ・ローンの全額線上返済、カードローンの解約 ・お約束の日が過ぎてもご返済をされなかつたとき（延滞） ・お約束の日が過ぎてもご返済をされなかつたために、保証会社などが契約者ご本人に代わって金融機関などにお借入残金を返済したとき（代位弁済） ・ご契約者のなんらかのご事情のため、金融機関などが担保処分などによりお借入れ残金を回収したとき
照会記録	会員が全国銀行個人信用情報センターに照会した場合には、ご本人の氏名、生年月日、郵便番号、お取引の種類および会員が照会した目的と日付などの照会記録が登録されます。
本人申告	ご本人からお申し出いただくことにより、次の申告内容を全国銀行個人信用情報センターに登録することができます（本人申告）。 ・同姓同名別人の情報が全国銀行個人信用情報センターに登録されており、自分と間違えられるおそれがある ・裁判所から民事再生または破産の決定を受けている ・運転免許証などの本人確認資料の紛失・盗難により自分の名義を勝手に使われるおそれがある
情報の登録期間	<ローン、クレジットまたは保証取引に関する情報> 返済（利用）期間中および借入（利用）金額の完済日または貸出（利用）限度額の満了日から5年間（ただし、毎月の返済・請求・支払の有無などは1年間） <延滞、代位弁済などの情報> その事実が発生した日から5年間（ただし、第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月間、取引停止処分は取引停止処分となった日から5年間） <会員が全国銀行個人信用情報センターに照会した照会記録> 照会した日から1年間（ご本人に対しては1年間の照会の記録を開示します。なお、会員に対しては3ヶ月間の新規與信判断を目的とした照会の記録を提供します）
情報交流について	全国銀行個人信用情報センターは、次の個人信用情報機関と提携して情報交流（CRIN）を実施しています。 (提携機関とその会員) (株)日本信用情報機構（JICC）…貸金業者等 (株)シー・アイ・シー（CIC）…信販会社、クレジット会社等
個人情報の保護	・会員は、ローンやクレジットなどのお申込みやご契約にあたっては、契約書などにより情報の登録・利用についてご本人の同意を得ることとしています。 ・登録情報を利用できるのは、全国銀行個人信用情報センターの会員および提携している個人信用情報機関の会員に限っています。 ・登録情報は、与信判断およびご契約後のお取引の管理のための参考資料として利用することに限っており、その他の目的に利用することは禁止しています。 ・会員が全国銀行個人信用情報センターおよび提携している個人信用情報機関から得た情報を第三者に知らせることは禁止しています。 ・延滞、代位弁済などの情報が登録されたときは、全国銀行個人信用情報センターからご本人に対して登録のお知らせを送付しています。 ・登録情報について事実と相違するなどのご異議がある場合には、ご本人からの調査依頼を受け付け（異議申立）、確認の結果、登録内容が事実と相違していることが判明した場合には、その情報を訂正または取り消しをします。 ・情報の漏洩・滅失・改ざんなどを防ぐため十分な安全対策を講じています。
本人開示 本人申告 異議申立	本人開示、本人申告または異議申立をご希望の場合は、郵送にて全国銀行個人信用情報センターにお申し込みください。（受付窓口および必要書類については、パンフレット等でご確認ください）

本重要事項説明書は全国銀行個人信用情報センターが定める平成23年9月1日現在の規則に基づき作成しています。

## 重要事項説明書

### (返済方法)

項目	説明内容
返済方法	<p>返済方法には次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等方式</li> <li>・元金均等方式</li> <li>・元金定額リボルビング方式</li> <li>・随時方式</li> </ul> <p>当行は、原則として「元利均等返済」での取扱いとなります。</p>
元利均等方式	<p>毎月の返済額（元金返済額＋利息支払額）を均等にしていただく方法です。この場合、元金を返済していくにしたがって借入残高が減り、支払う利息額も減っていきますので、その分元金返済額が増えていきます。</p>
元金均等方式	<p>元金を毎月均等に返済いただくとともに、利息を毎月お支払いいただく方法です。元金を返済していくにしたがって借入残高が減り、利息額も減っていきますから、毎月の返済額（元金返済額＋支払利息額）も減っていきます。</p>
	<p>(元利均等返済)</p>  <p>(元金均等返済)</p>  <p>融資日</p> <p>融資期限</p> <p>融資日</p> <p>融資期限</p> <p>元利均等返済、元金均等返済とも、毎月返済のほか、6ヶ月ごとのボーナス併用返済もご利用できます。ただし、ボーナス返済分に充てられる額は、一定の制限（例えば、ご融資金額の50%以下）がありますので、商品概要説明書等でご確認ください。</p>
元金定額リボルビング方式	<p>借入残高に関係なく毎月一定の支払額を設定し、ご返済いただく方法です。借入残高に対応する一か月分の利息は貸越元金に組み入れられます。商品によって定額の返済額が異なりますので、商品概要説明書等でご確認ください。</p>
随時方式	<p>貸越期間内において、貸越口座への入金があると貸越残高を限度として自動的にご返済いただく方法です。</p> <p>＜お利息の支払＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座型の場合は、毎月8日に普通預金より引落し、または貸越元金に組み入れることによりお支払いいただけます。</li> <li>・貸越専用口座型の場合は、毎月8日に前1ヶ月分をお支払いいただけます。</li> </ul>
約定日	<p>毎月の返済をお支払いいただく日で、当行では、原則として、住宅ローン、消費者ローンは2日・7日・12日・17日・22日・27日よりご希望する日を、またカードローンは8日約定日とさせていただけます。（当日が銀行休業日の場合は、翌営業日が約定日となります。）</p>

## 重要事項説明書

### (融資実行後のお取引)

項目	説明内容
約定返済	<p>原則として、ご融資した日の翌月から、毎月の約定日にご指定の預金口座から自動振替の方法により、約定のご返済額をお支払いいただけます。</p> <p>当行からお送りした「返済予定表」等で毎月の返済日、返済額を確認していただき、約定日に引き落しができるよう、ご指定の預金口座の残高にご注意ください。</p> <p>お客様からご契約どおりのご返済がなかった場合、遅延損害金を約定返済額に併せてお支払いいただけます。「遅延損害金」は、返済が遅れている元金に対し、約定日もしくは期日の翌日からお支払いのあつた日までの期間の日数に応じ、年1.4%（カードローン楽々ポケットおよびフリーローンはやわざは年1.8%）の割合を掛けた金額になります。</p> <p>なお、当行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づきローンの管理回収業務を、フロンティア債権回収株式会社に委託していますので、ご返済が遅れますと、同社から入金案内のお電話や催促の郵便をさしあげる場合がありますので、予めご了解ください。</p> <p>また、ご返済が遅れますと、「全国銀行個人信用情報センター」に「延滞」として登録されることがありますのでご注意ください。</p>
線上返済	<p>ご返済途中でお借入金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。保証会社保証のローンでご融資実行時に保証料一括でお支払いいただいている場合は、全額一括線上返済により、まだ経過していない期間に対応する保証料を返還する場合があります。</p> <p>カードローン以外のローンは、線上返済をしていただくためには、次の条件があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 線上返済は、原則として毎月の約定日に行います。</li> <li>② 線上返済を希望する場合は、事前に当行にお申し出ください。</li> <li>③ 一部線上返済で取り扱いできる方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の返済額は変えずに、最終返済期日を繰り上げる。</li> <li>・最終返済期日は変えずに、毎月の返済額を減額する。</li> <li>・ボーナス返済分残高を全額返済し、毎月返済のみにする。</li> </ul> </li> <li>④ 線上返済にあたっては、所定の手数料を申し受けますので、各種手数料一覧をご覧ください。</li> </ol>
返済条件の変更	<p>お客様の収入の変化により、返済方法の変更を希望され、当行及び保証会社が承認した場合、次のように返済方法を変更することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返済日の変更</li> <li>・ボーナス返済月の変更</li> <li>・ボーナス払いの取りやめ</li> <li>・毎月返済分とボーナス返済分との金額内訳の変更</li> </ul> <p>その他の返済方法をご希望の場合は、取扱店の担当者にご相談ください。</p> <p>なお、この手続には別途手数料が必要となりますので、各種手数料一覧をご覧ください。</p>
届出事項	<p>以下ののような場合は当行に届け出してください</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 転勤など生活状況の変化によるやむを得ない理由により、ご融資住宅に居住できなくなつたとき</li> <li>② 返済途中でご融資住宅を他人に譲り渡すとき</li> <li>③ ご融資住宅の敷地の一部を道路用地として譲り渡すとき</li> <li>④ 氏名・住所（住居表示含む）・自宅電話・勤務先・勤務先電話などが変わったとき</li> <li>⑤ ご本人が亡くなられたとき</li> <li>⑥ 連帯保証人の方が亡くなられたとき</li> <li>⑦ ご融資住宅の一部を増改築するとき</li> <li>⑧ ご融資住宅の一部を店舗、事務所に変更するとき</li> </ol>

### (指定紛争解決機関)

項目	説明内容
指定紛争解決機関	<p>当行が契約している指定紛争解決機関は下記の通りとなります。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>※当行は、「一般社団法人全国銀行協会」と指定紛争解決機関としての契約を締結しており、お客さまと当行とのトラブルが解決しない場合、同協会相談室をご相談窓口としてご利用いただけます。</p>

## 重要事項説明書

(担保・連帯保証人)

項目	説明内容
担保	<p>お借入金の返済が安全・確実に行われるようお客様から債権者に提供していただくもので、具体的には、お借入の対象となる土地・建物または所有されている土地・建物を担保としていただきます。保証会社の保証付きの場合は保証会社が、それ以外の場合は当行が権利者として、上記不動産に対して「抵当権」(*)を設定させていただきます。</p> <p>万が一、お客様がローンの返済ができなくなった場合に、保証会社または当行は、抵当権を実行して担保物件からご融資金の回収があります。</p>
連帯保証人	<p>担保提供者(*)の方、所得合算者(*)の方は連帯保証人となっています。</p> <p>また、保証会社が必要と認めた場合も連帯保証人を立てていただきます。</p> <p>(保証会社の保証を利用しないローンの場合、連帯保証人をお立ていただくことが条件となっているローンもございます。)</p> <p>連帯保証人とは、お客様がローンをご返済できなくなった場合に、お客様に代わって返済義務を負う人のことをいいます。特に「連帯」保証人はお客様と連帯して返済することを約束した人をいい、債権者に対して「まず、債務者に請求すること」および「まず債務者の財産に対して執行すること」といった抗弁権(*)を持っていません。一定期間以上にわたって返済が滞るなどお客様が返済不能に陥ったときに、当行は、連帯保証人に対しても全額の一括返済を請求することになります。その結果、連帯保証人になった方も住宅等の財産を失うなど経済的破綻に至ることもありますので、連帯保証人を依頼する時に、このことを十分にご説明ください。</p>

<用語の解説> (上記\*の解説)

抵当権	担保として提供された不動産の所有権や使用権はそのままにしておいて、お借入金が返済できなくなった場合に、担保不動産から一般債権者に優先して返済を受ける権利のことをいいます。	
担保提供者	債務者が負担する債務に、土地、建物等の担保物を提供する人のことをいいます。担保の対象物件が共有の場合、共有者の方に担保提供していただきます。	
所得合算者	<p>住宅ローン等の審査をさせていただくときに、「返済比率」(総借入の年間返済額の総年間収入に対する割合)を計算させていただきますが、このとき、同居されるご親族の方1名に限り、その方の年収を総年間収入に合算することができます。その方を「所得合算者」といいます。</p> <p>合算できる金額、割合はローン商品ごとに条件がありますので、担当者にご確認ください。</p>	
抗弁権	催告の抗弁権	契約者(債務者)に十分な取立て(支払い請求)をせず、保証人に返済を要求してきた時、まず契約者に支払いを請求するよう返済を拒否することができる権利です。保証人には与えられていて、連帯保証人には与えられていません。
	検索の抗弁権	契約者(債務者)に返済に充当できる財産がある場合には、まずその財産から支払いを請求するよう返済を拒否することができる権利です。保証人には与えられていて、連帯保証人には与えられていません。

## 重要事項説明書

(火災保険)

項目	説明内容
火災保険	<p>住宅ローン等をご返済中に、万が一、担保となっている建物が火災などによる損害を受けられた場合、債務だけが残ることのないようにするために、建物に建物の時価以上の保険金額の火災保険をかけていただきます。</p> <p>また、「火災保険」については、当行においても取り次ぎしておりますので、ご説明を希望される場合は、別途「保険商品のご提案について」にご署名、捺印をしていただいたうえ、ご説明させていただきます。</p>

# 重要事項説明書

(団体信用生命保険)

項目	説明内容
団体信用生命保険とは	<p>団体信用生命保険とは、当行または保証会社または当行が加盟する業界団体（第二地方銀行協会）または当行が契約する保険会社を保険契約者、当行を保険金受取人、お客様（団信加入者）を被保険者とする保険契約で、お客様が保険期間中に死亡または高度障害になられたとき、生命保険会社が所定の保険金を当行に支払い、その保険金でローンの返済に充当するしくみの団体保険です。</p> <p>万が一、お客様が死亡・高度障害といった不慮の事態にあわれた場合、保険金により融資額の残額が返済されますので、ご家族の方にご返済の負担が残りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ローン商品によって、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①団体信用生命保険への加入が条件となるもの</li> <li>②ご希望により団体信用生命保険への加入ができるもの</li> <li>③団体信用生命保険の制度のないものがございます。商品概要説明書等によりご確認ください。</li> </ul> </li> <li>・当行が指定する団体信用生命保険への加入が条件となるもの（保険料は当行が負担します。）（住宅ローン・公的融資つなぎローン・リフォームローン・ホームローン）</li> <li>・ご希望により団体信用生命保険への加入ができるもの。 この場合、団体信用生命保険に加入しない場合と比較して、保険料相当分ご融資金利が高くなります。（賃貸住宅ローン・不動産担保ローン・借替専用ビッグローン）</li> </ul>
加入申込	<p>被保険者は、この保険契約にご加入の際、健康であることを要します。このためご加入時には、「申込書兼告知書」で健康状態等を申告していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「告知書」は必ずご本人がご記入ください。</li> <li>・「告知書」に事実を記入されなかったり、事実に反する記入がありますと保険金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。</li> <li>・健康状態によって保険に加入できない場合、住宅ローンなど団体信用生命保険への加入が条件のローンは利用できませんのでご了承ください。</li> <li>・次に該当する場合、事前に保険会社の承諾が必要であるため、保険会社から承諾の通知がされてから、ローンの手続を進めさせていただきます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○告知事項のある場合</li> <li>○ご融資金額が5,000万円超の場合（別途、所定の健康診断書を提出していただきます。）</li> </ul> </li> <li>・「告知書」には有効期間がありますので、ローンの実行日がこの有効期間を越える場合は、改めて「告知書」をご記入いただきます。</li> </ul>
保険金の支払	<p>保険金が支払われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 死亡されたとき</li> <li>(2) 保険開始日（ローンの実行日）以後に生じた傷害または疾病が原因で次の高度障害状態になられたとき           <ul style="list-style-type: none"> <li>・両目の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>・中枢神経または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>・胸腹部器臓に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>・両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったとき</li> <li>・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ul> </li> </ul> <p>保険金が支払われない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「告知書」で事実を告げなかつたか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき</li> <li>(2) ご加入日から1年未満の自殺</li> <li>(3) 戦争その他の変乱によるとき</li> <li>(4) 詐欺により保険契約の被保険者となっているとき</li> <li>(5) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき</li> <li>(6) ご加入日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき</li> </ul>
保険事故発生時の手続	<p>被保険者の方が保険金支払事由に該当されたときは、直ちに当行にご連絡ください。ご家族の方にも、その旨お伝えください。</p> <p>ご連絡が遅れた場合、もしくは、返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがなされないことがあります。</p> <p>（請求時にご用意いただく書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（死亡の場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の死亡診断書または死体検査書</li> </ul> </li> <li>・被保険者の死亡事実の記載のある住民票（除票）または除籍謄本</li> <li>・ローン返済予定表（写）</li> </ul> <p>（高度障害の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の障害診断書</li> <li>・被保険者の住民票または戸籍謄本</li> <li>・ローン返済予定表（写）</li> </ul>

# 重要事項説明書

(金利方式と見直しルール)

項目	説明内容		
金利方式	当行で取扱いする個人ローンの金利は、次の3方式があります。		
	・固定金利方式…お借入時に契約した金利が、最終返済時まで適用されます。		
	・変動金利方式…当行の基準金利の変化に合わせて、半年ごとに金利を見直すものです。変動金利方式には、金利見直しに合わせて、毎月の返済額を見直す「返済額都度見直し型」（消費者ローンなど）と、金利見直ししても5年間は毎月の返済額を変更しない「返済額5年見直し型」（住宅ローンなど）があります。		
	・固定金利選択方式…あらかじめ固定金利特約期間と適用金利を設定しておき、その期間は金利が変更されずに、終了した時に金利を見直すものです。特約期間は、当行が取扱しているいずれかの期間よりお選びいただけます。		
	* ローン商品により、金利方式が異なりますので、商品概要説明書等によりご確認ください。		
	金利方式	消費者ローン	住宅ローン
	固定金利	○	
	変動金利	都度見直し	○
		5年見直し	○
	固定金利選択		○
基準金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン…住宅ローン変動貸出基準金利</li> <li>・住宅ローン以外…長期変動貸出基準金利</li> </ul> いずれも、当行の短期プライムレートを基準に決定しています。		
変動金利方式 (返済額都度見直し型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年4月1日および10月1日現在の長期変動貸出基準金利を基準として金利を見直し、7月および翌年1月の約定返済分より適用します。</li> <li>・利率が変更された場合、その時点の元金残高、金利、残存期間により返済額を再計算し、新しい返済額が決定されます。</li> </ul>		
変動金利方式 (返済額5年見直し型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年4月1日および10月1日現在の住宅ローン変動貸出基準金利または長期変動貸出基準金利を基準として金利を見直し、7月および翌年1月の約定返済分より適用します。</li> <li>・利率が変更されても、元利返済金は5年間変更しません。（内入元金と利息の内訳を変えるのみ）</li> <li>・5年目ごと（注1）に、その時点の元金残高、金利、残存期間、繰延未払利息（注2）により返済額を再計算し、新しい返済額が決定されます。ただし、新返済額は、変更前返済額の25%増しを上限とします。</li> <li>・住宅ローンは、お申し出により、固定金利選択方式に変更することができます。ただし、変更日は、毎月のご返済応当日とさせていただきます。適用利率は、変更契約時点の固定金利選択型の特約期間に応じた利率となります。この手続きには別途手数料が必要となりますので、各種手数料一覧をご覧ください。</li> </ul> <p>（注1） 借入後10月1日の基準日を5回経過する都度。</p> <p>（注2） 金利の変更により、毎月のお利息が均等返済額を超過する場合に、その超過額の返済が翌月以降に繰り延べられた利息のこと。</p>		
固定金利選択方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利特約期間中のご融資金利、ご返済額は変わりません。</li> <li>・固定金利特約期間終了前のお申し出により、再度、固定金利選択方式を選択いただけます。特約期間は当行が取扱しているいずれかの期間よりお選びいただけます。商品概要説明書等でご確認ください。適用利率は、固定金利特約期間終了日翌日の固定金利選択型の特約期間に応じた利率となります。お申し出がない場合は、変動金利方式に切り替えとなり、適用利率は、固定金利期間終了日翌日の住宅ローン変動貸出基準金利となります。</li> <li>・変動金利方式となる場合も、引き続き固定金利方式を利用される場合も、新利率により再計算し、ご返済額を見直します。</li> <li>・引き続き固定金利方式をお選びいただいた場合、別途手数料が必要となりますので、各種手数料一覧をご覧ください。</li> <li>・固定金利期間中は原則、変動金利方式に変更できません。</li> <li>・固定金利期間中に変動金利方式に変更する場合、または繰上返済を行う場合は、別途手数料が必要となりますので、各種手数料一覧をご覧ください。</li> </ul>		